

『令和元年9月20日開催』

環境経済文教常任委員会

委員長報告

【令和元年9月定例会】

委員長 濱田義彦

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、議案第181号「川口市公営競技従業員の給与の種類及び基準を定める条例」を議題といたしましたところ、条例施行後の給与額を決定する際の方針について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第180号「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第7款「商工費」及び当該歳出に係る歳入を一括議題といたしましたところ、商工振興費にかかわり、国が実施を予定している個人番号カードを活用しプレミアムポイントを付与する事業の把握状況について問われ、これに対して、現在、国から詳細な内容は示されていないものの、今後開かれる説明会等において、的確な情報の把握に努めていくとのことでありました。

このほか、商工振興費にかかわり、個人番号カードの普及率について、加盟店舗数の見込みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、事業の詳細が現時点で固まっていない中で、明確な根拠に欠ける予算の積算である。個人番号カードの普及率が低い状況の中で、個人番号カードを活用した消費活性化策を行うことは効果が限定的なものになることに加えて、個人番号カード自体に個人情報の漏洩やなりすまし等の問題が山積していることから、反対するとの意見。

また、本事業実施により、市民や商店をはじめとした市内経済の好循環を生み、本市全体の経済発展に大きく寄与するとともに、個人番号カードの普及促進にも繋がることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第10款「教育費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「繰越明許費補正」及び第3条第3表「債務負担行為補正」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、安行東公民館の工事内容の詳細及び工事期間について、市立幼稚園の在籍園児数について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第10款及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表及び第3条第3表は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第179号「川口市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第178号「川口市立学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、まず、川口市立高等学校附属中学校を設立することになった経緯及び検討体制について問われ、これに対して、児童の約10パーセントが市外の中学校に進学しているという現状の中、平成23年の「川口市立高等学校在り方審議会」の答申においても、中高一貫校の創設は、市立高等学校開設後の検討課題とされていたことから、平成30年に市立高等学校内に設置した「中高一貫校開設準備部会」において、高校から6人、教育委員会から4人を部会員とし、週一回の頻度で検討してきたとのこと。

また、市立高等学校附属中学校の定員数及び入学希望者の選抜方法について問われ、これに対して、1学年80人、3学年合計240人を想定し、事前に行う適性検査により、本校に適した生徒を選抜するとのことでありました。

このほか、想定される受験者層について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、開設準備部会における検討期間が、十分にとられていないこと、多様な意見を聞く中で準備を進めるべきであることに加えて、中高一貫教育は、選抜競争の低年齢化につながり、子どもたちに様々な弊害を招きかねないことから、反対するとの意見。

また、6年間を見通した計画的、継続的なカリキュラムを展開することにより、生徒の個性を伸ばし、優れた才能を発見することができ、幅広い年齢層の中で集団活動をするには、社会的で豊かな人間性を育むことにもつながる。加えて、市内の多くの児童が市外の中学校に進学する中で、本市に中高一貫校があることは望ましいと考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

以上で報告を終わります。